

第4章 戦略を確実に実行していくための方策

少子高齢、人口減少時代を迎える中で、今後の社会経済環境においては、競争の一層の激化、地域間格差、関連市場の縮小傾向など、様々な環境変化が想定される。これを乗り越えて、本県中小企業がその活力を維持、拡大していくためには、本戦略の視点に基づく中長期的な基本方向(戦略)を踏まえながら、元気な中小企業が次々と生み出されていくような環境づくりに向けて、産学官民が協働して具体的施策を展開していくことが必要である。

このためには、本戦略に基づく中長期的な基本方向を県政の基本として位置付けるとともに、その具体的取組について、常に評価・検証し、また、状況変化に応じて、柔軟に改善していくための仕組みを構築しておくことが必要である。

本県中小企業の多様な事業展開を踏まえると、現状把握や個々の取組の評価検証などに当たっては、中小企業の現場の意見を基本とする徹底した現場主義に立って、柔軟で、きめ細かな対応を継続的に行っていくことが重要である。

以上を踏まえ、県では、この戦略の確実な実行を確保するため、以下の取組を進める。

1 中小企業振興を図るための条例の制定

県が中小企業の活性化に対する取組を実施していくことを明確にするため、条例を制定する。

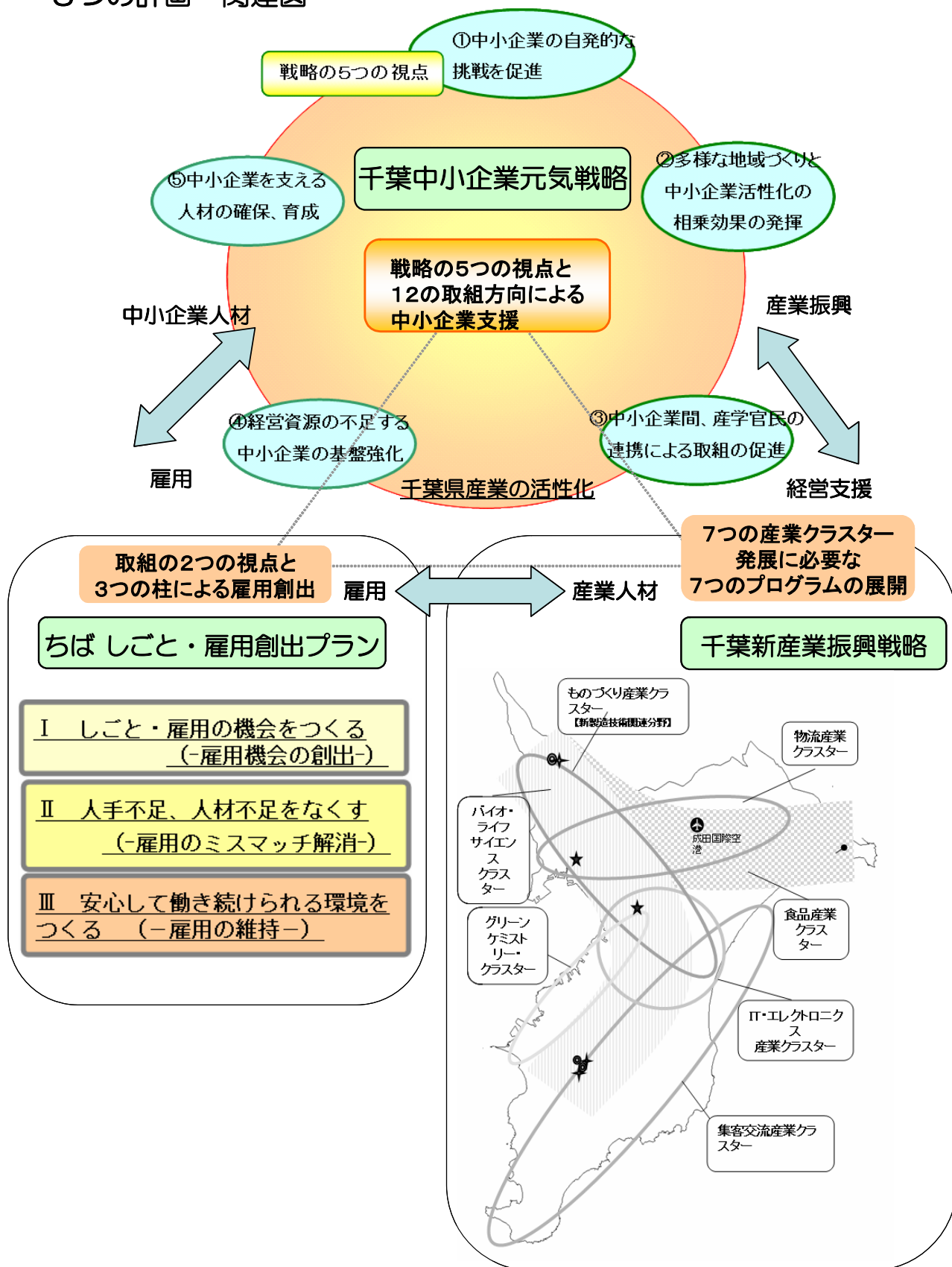
条例は自治体の法律といえるもので、中小企業の役割の明確化、行政をはじめとする関係者の中小企業との係わりや施策の展開方向の明文化により、具体的な中小企業活性化策を検討する際の基本理念を定めるとともに、施策実施の根拠となる。

2 新産業振興戦略、ちばしごと・雇用創出プランとのリンク

県では、本県の地域特性・産業集積を生かしながら、国際競争力のある産業の強化と地域資源を活用した産業の活性化の実現を目指す「千葉新産業振興戦略」を策定した(平成18年6月)。また、「雇用・就労」の安定的創出を目指す取組の方向性、そして「2007年問題」に象徴される労働市場の大きな変化に対応するための具体的な取組を示した「ちばしごと・雇用創出プラン」を策定した(平成18年9月)。

「ちば中小企業元気戦略」は、この「千葉新産業振興戦略」、「ちばしごと・雇用創出プラン」と並び、県の経済活性化に関する3大基本戦略であり、他の戦略とともにその重点的展開を進めていくべきものということができる。

3つの計画 関連図



千葉新産業振興戦略は、産業クラスターの形成を通じて、地域の強みを生かした特色ある産業集積を県内各地に展開するための環境づくりを進める指針であり、中小企業元気戦略はその一部を担う中小企業を含めた県内中小企業の活性化に必要な環境づくりの指針ともなるべきものである。両戦略は、クラスター形成による地域経済の活性化が地域の中小企業の新たな事業展開を促す一方で、こうした個々の中小企業の新たな挑戦が様々な連携協力を通じたクラスターの一層の形成を促すなど、相互補完の関係にあると言える。また、クラスターの主要な担い手としての中小企業の体質強化の方策は、たとえば、企業の経営革新や人材の育成等、元気戦略とオーバーラップする部分も多く、さらに両戦略の実現には、産学官民の連携、協力が不可欠となっている。

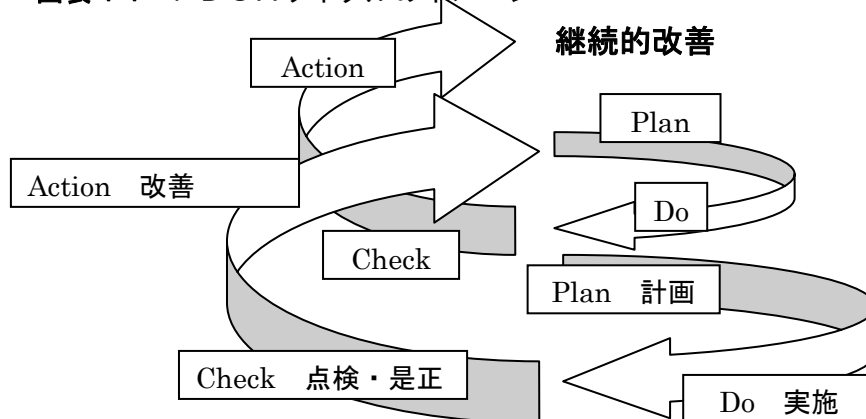
ちば しごと・雇用創出プランは、雇用の場を新たに拡大するために、企業誘致や創業・経営革新支援、新産業創出などの産業振興施策を強力に展開するとともに、既にある雇用の場へのマッチングを改善するため、職業キャリアの形成支援や就労支援などの労働施策を進めていくなど、雇用政策の中長期的な指針を提示するものである。中小企業の事業展開のあらゆる局面にわたって必要な人材育成・確保に関する諸課題の解決を図るため、本戦略と雇用創出プランが相互に緊密に連携しながら、それぞれの施策を推進することが重要である。

以上のことを踏まえ、「中小企業元気戦略」の推進にあたっては「千葉新産業振興戦略」、「ちば しごと・雇用創出プラン」との十分な連携の下に、相乗効果を発揮できるよう、推進していくこととする。

3 戦略展開の評価

戦略の着実な実施を図るためには、事業の計画・予算の確保、円滑な事業実施、事業効果の評価、改善を行うPDCAサイクルを確立していく必要がある。産学官民の連携協力により実現を図るこの戦略の推進にあたっては、中小企業の現状と産学官民の取組の実態把握の下に、中小企業の立場に立った評価・検証を行うことのできる進捗管理体制を整備していくことが必要である。

図表 4-1 P D C Aサイクルのイメージ



P D C Aサイクルとは、計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して、改善（Action）に結びつけ、その結果を次の計画に活かすプロセスをいう。

このため、産学官民の連携協力による県経済の活性化方策を検討する組織として設置されている「千葉県経済活性化推進会議」のもとに、中小企業を含む産学官民の参加による組織を設置し、進捗状況の評価・点検を行っていくこととする。

なお、本県における中小企業の状況については、千葉県経済活性化推進会議に適時報告していくこととする。

【千葉県経済活性化推進会議】

千葉県経済活性化推進会議は、千葉県の産業団体、労働団体、大学、NPO、行政など県内経済活性化の担い手である様々な団体（50団体）が結集し、千葉県の持つ優れた地域特性を最大限に生かしながら、産学官民の連携・協力により千葉県の総合力を高め、県内経済の活性化に全県を挙げて取り組むことを目的に、平成15年7月に設置された。

推進会議の下部組織として、必要に応じて部会を設置することができることとなっており、中小企業元気戦略の評価検証を行う組織としても設置できる。

中小企業振興に向けた研究会は、本推進会議の下部組織として、元気戦略の検討等を行っている。

4 中小企業の現状を迅速に把握する仕組みの構築

戦略に基づく個々の取組の効果の把握に加え、中小企業を取り巻く環境変化の迅速な把握は、実効性のある中小企業の活性化施策を検討実施するために不可欠な条件とも言える。

このため、多様性に富む中小企業の現状や課題を的確に把握するための様々な手法の積極的導入や、ノウハウを有する民間団体や支援機関との連携強化を通して、次のとおり、調査分析能力の充実強化を進める。

特に、戦略策定にあたって実施した「地域勉強会」の手法は、多様な中小企業の現場の声を把握し、分析する上で非常に有効であると考えられることから、今後も継続して実施する。

(1) 調査分析力の強化

産業関連の統計（事業所・企業統計調査、工業統計調査、商業統計調査など）や経済情勢（企業倒産件数、有効求人倍率、金融情勢等）については、多くの調査が実施されている。

このような調査から中小企業が抱える課題を読み取り、また判断材料として不足している調査を実施するなどの調査分析力は、的確な施策を実施していくために必要なものである。このため、民間の調査機関や財団法人千葉県産業振興センターをはじめとする支援機関との連携により分析力の強化を図っていくこととする。

(2) 地域勉強会の実施

地域にとって効果的な施策を打ち出すには、常に多角的にニーズを把握し、調査分析力を高める必要がある。本戦略を策定するに当たって中小企業が抱える経営上の課題を抽出するために開催した「地域勉強会」は、県としても現場の多様なニーズを把握するために有効であったと同時に、中小企業関係者からの評価も高かったことから、引き続きこの勉強会を実施していくこととする。

5 中小企業元気戦略の定期的な見直し

中小企業元気戦略の第3章の「中小企業の活性化に向けた取組方向」は、地域勉強会、中小企業振興に向けた研究会を通じて、抽出した課題に対し、現在、中小企業が課題と捉えている項目と対応する県施策の短中期的な展開方向をまとめたものである。

これらは、その具体的施策の有効性の把握やその前提となる環境変化に応じて、柔軟に改善すべきものであることから、今後予定されている実施状況、成果の評価・検証や地域勉強会を通じて把握された新たな課題等を踏まえながら、概ね3年ごとに見直していくこととする。

参考資料

○ 策定経緯

1 概要

平成17年7月27日 千葉県経済活性化推進会議

中小企業元気戦略の策定及びその検討の進め方や検討組織等について協議。具体的な策定の進め方については、千葉県商工会議所連合会、千葉県商工会連合会、千葉県中小企業団体中央会の長と知事の間で協議することで合意。

平成17年8～9月 元気戦略策定の進め方について、中小企業が抱える課題等について中小企業と県職員が意見交換を行う地域勉強会を各地で行うこと、元気戦略のとりまとめを行うため、地域勉強会に参加した中小企業を中心として学識経験者等を加えた研究会を設置することを決定

平成17年9月26日 地域勉強会開始

～以降18年3月末まで延べ39回、約800名の参加を得て、意見交換

平成18年3月1日 元気戦略のとりまとめ組織として「中小企業の振興に向けた研究会（以下「研究会」という。）」を設置

～以降18年10月まで11回開催

平成18年10月12日 元気戦略案を公表

平成18年10月13日 元気戦略案についてのパブリックコメントを実施

平成18年12月 ちば中小企業元気戦略公表

2 地域勉強会

(1) 開催状況（3月末まで）

延べ39回（29団体） 延べ参加人員 約800名

開催団体の事例

- ・商工会議所会員を中心とする勉強会（異業種交流会、商業者の研究会など）
- ・商工会会員を中心とする勉強会（商工会女性部など）
- ・中小企業団体中央会会員を中心とする勉強会（協同組合の研究会など）
- ・金融機関の取引先を中心とする勉強会
- ・中小企業家同友会会員を中心とする勉強会（各支部の勉強会など）
- ・その他（商い倶楽部など）

3 中小企業振興に向けた研究会

(1) 検討事項

- ① 中小企業の現状、課題の整理
- ② 中小企業振興の方向性・理念の検討

- ③ 中小企業の活性化を図るための方策の検討
- ④ 中小企業自らの取組、方策に関する県の役割、大学、市町村、支援機関等の役割の検討
- ⑤ 以上を前提として「中小企業元気戦略」の作成、「中小企業元気条例（仮称）」案の作成

(3) 研究会委員(22名)

氏名	企業名等	属性	備考
小鹿原映二	かのこや薬局	中小企業委員	
椎名博信	(有)かし熊	〃	
杉山 武	トーク税理士法人	〃	
鈴木治夫	アルケア(株)	〃	
高取二郎	日商コンサルタント(株)	〃	
徳永康子	徳永社会保険労務士事務所	〃	
野老真理子	大里総合管理(株)	〃	
三谷新一	三谷屋呉服店	〃	
花澤正克	三協プレス工業(株)	〃	
藤崎淳矢	藤やクリーニング	〃	
山崎幸男	(株)デシジョン	〃	
篠塚年明	千葉県議会	経済活性化推進 会議委員	千葉県議会商工労働企 業常任委員会
栗原裕治	NPO法人千葉まちづくりサポ ートセンター	〃	ちばNPO協議会
佐々木英憲	千葉銀行	〃	(社)千葉県銀行協会
大塚文男	佐原信用金庫	〃	千葉県信用金庫協会
榎本 昇	君津信用組合	〃	(社)信用組合協会
峯嶋和男	千葉県産業振興センター	〃	
武藤博己	法政大学大学院政策評価研究所	学識経験者委員	
中山 健	千葉商科大学商経学部	〃	
菊地隆夫	中核地域生活支援センター長生 ひなた	公募委員	
櫻井孝幸	株式会社ジーテック	〃	
波形克彦	経営コンサルタント NPO千葉街おこしワーク	〃	

○用語解説（五十音順）

あ行

- ・ **アクションプラン**：急激な経済社会情勢の変化や地方分権の進展を踏まえて、施策の重点的、戦略的な展開に向け、年度ごとに県政運営の重点施策を取りまとめたものです。（p25）
- ・ **イノベーション**：新しい市場や資源の開拓、新機軸の導入などを新しく取り入れて実施したり、手を加えて改変することで経済成長の原動力となる革新です。（p17）
- ・ **インキュベーション施設**：起業家育成施設のことです。（p35）
- ・ **インターンシップ**：就職にあたって、業務内容の把握と適性の見きわめのため、学生が“見習生”、“研修生”として、一時的に体験入社することです。（p78, 80）
- ・ **園芸療法**：植物を育てることによって、身体的、精神的、社会的に良い状態を求めたり、そこなわれた機能を回復することです。（p20）

か行

- ・ **貸付債権担保证券（CLO）**：金融機関がもつ中小企業向け貸付債権を束ねて証券化し、投資家に販売する手法を活用した市場型間接金融のことです。（p62）
- ・ **かずさアカデミアパーク**：県が木更津・君津両市で整備を進めている学術研究都市。先導的、中核的施設である「かずさ DNA 研究所」をはじめ、バイオテクノロジー、情報通信、新素材など先端技術産業分野の研究所が集積する国際的水準の研究開発拠点づくりを進めています。（p33、p51）
- ・ **川上・川下企業**：川下企業とは、最終製品を製造・販売する産業を総称していいいます。川上企業とは、川下産業に対して加工サービスや部品の供給等を行う産業を総称していいいます。（p53）
- ・ **官公需 官公需法 官公需施策**：p63 参照
- ・ **官公需適格組合**：p64 参照
- ・ **技能グランプリ**：年齢に関係なく、熟練技能者（技能検定特級、一級又は単一等級の技能士）が技能の日本一を競い合う大会であり、中央職業能力開発協会と社団法人全国技能士会連合会との共催により開催しています。大会の優勝者には、内閣総理大臣賞、厚生労働大臣賞などが贈られます。（p79）
- ・ **技能五輪大会**：青年技能者に努力目標を与えるとともに、広く国民一般に対して、技能の重要性をアピールし、技能尊重気運の醸成を図る目的として、国内の青年技能者（23歳以下）の技能レベルを競う大会です。（p79）
- ・ **機能性食品**：生理系統（免疫、分泌、神経、循環、消化）の調節によって病気の予防に寄与する新食品。医薬品とは異なり、あくまで疾病の予防、生体の調節手段として、健常な人に長期間食される食品です。（p42）
- ・ **基盤技術産業**：わが国の「ものづくり」を支える金型製造、鋳鍛造などの基盤的技術を有する産業をいいいます。（p1）
- ・ **キャリア**：職業上の経歴・経験のことをいいいます。（p77～）

- ・ **キャリア教育**：勤労観、職業観を育てる教育のことです。（p 76～）
- ・ **緊急時企業存続計画（BCP）**：企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。（p 20, p 35）
- ・ **経営革新**：新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の向上を図ることです。（p 19, p 26 頻出）
- ・ **経営革新計画**：経営革新により相当程度の経営の向上を図ることを中小企業新事業活動促進法に基づいて作成する計画です。（p 10, p 27）
- ・ **経営基盤**：経営資源に加え、地域づくりなど経営環境を整備していくことなどを含むものです。（p 3 ほか頻出）
- ・ **経営資源**：施設、設備、人材、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源を指します。（p 19 頻出）
- ・ **経済活性化推進会議**：p 84 参照（p 49）
- ・ **研究開発型中小企業**：一般に、新製品等の開発を指向し、そのための研究開発を行う中小企業を指します。各施策により、研究開発費の売上に占める割合や技術者の数などによる要件がある場合もあります。（p 1）
- ・ **研究シーズ**：シーズとは「種」のことで、ここでは、大学等が持つ研究課題や研究成果のうち実用化が期待されているものを指しています。（p 22）
- ・ **合同会社（LLC）**：会社の対外関係については、社員全員が間接有限責任を負うにとどまり、会社の内部関係については、組合的規律が適用されるという特徴を有する会社のことをいいます。（p 33）
- ・ **コミュニティビジネス**：地域住民が、自ら地域における課題解決や地域の活性化のために有償で行う事業のことです。（p 18）
- ・ **コンテンツ**：映画、音楽、文芸、写真、漫画、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラムであって、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するものです。（p 64）

さ行

- ・ **最低資本金制度**：株式会社や有限会社を設立する際、債権者保護の目的から設立時より常に資本金として計上する資本金額規制のことです。平成 18 年施行の会社法により、この制度は廃止され、資本金 1 円から株式会社の設立が可能となりました。（p 33）
- ・ **産業クラスター**：特定分野における関連企業、大学、研究機関などが地理的に集中し、競争しつつ、同時に協力関係にある産業集積群のこと。関連産業間の技術や人材等の相互活用により、新産業創出の拠点としての役割が期待されます。（p 22, 51, 83 ほか）
- ・ **産学官民**：中小企業の振興に関連する事業者（中小企業者も含む。）、大学、県・市町村、

県民などを指します。地域づくりや中小企業の振興に連携して取り組むことが期待されます。(p1ほか頻出)

- ・ **指定管理者制度**：公の施設の管理に、民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的に、NPO団体、民間事業者等を含めた地方自治体が指定する法人等に、施設の管理運営を行わせる制度をいいます。(p66)
- ・ **市場化テスト（官民競争入札）**：「官」が独占してきた公共サービスについて、官と民とが対等な立場で競争入札に参加し、価格・質のもっとも優れた者が、そのサービスを提供する制度をいい、コスト削減と質の向上がその目的とされます。(p66)
- ・ **シニアベンチャー**：高齢者やシニア世代の経験や技術などを生かした、高齢者参加型のベンチャー、それらの人々を対象としたビジネスを展開しようとするベンチャーを指しています。いわゆる団塊の世代の大量退職を見据え、広がりを見せています(p20)
- ・ **社債担保証券（CBO）**：中小企業が発行する私募債を束ねて証券化し、投資家に販売する手法を活用した市場型間接金融のことです。(p62)
- ・ **住工混在の問題**：既成市街地及びその周辺地域で工場立地による弊害が著しく、その地域内にある工場の移転を図る必要が生じていることです。(p21)
- ・ **少額随意契約**：競争入札の方法によることなく特定の者を選んで契約を締結する契約方法をいいます。随意契約によりことができる場合は、額、契約の性質等その対象となるケースが法令等により規定されています。(p65,68)
- ・ **常用雇用者数**：正社員及びパート・アルバイトの人数を指します(個人事業主、無給家族従業者、有給役員は含まれません)。(p17)
- ・ **ジョブコーチ**：障害のある人の職場に行き、仕事を円滑に行うために必要な技能に関するアドバイスを行う職場適応援助者のことです。(p78)
- ・ **新連携**：事業分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより新たな事業分野の開拓を図ることをいいます。(p14, 22, 53ほか)
- ・ **スコアリング**：統計的モデルに基づいて企業の信用度を点数化して評価し、融資可否の判断を迅速かつ中立的に行う手法です。(p59,61)
- ・ **総合評価方式**：競争入札の場合「最低の価格をもって申込みをした者」を契約の相手方・落札者とすることが原則ですが、会計法第29条の6第2項や地方自治法施行令第167条の10の2、同施行令第167条の13において、価格その他の条件が国・地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者としてすることができる旨の規定があり、これを「総合評価方式」といいます。この方式では、工期・機能・安全性などの価格以外の要素を含め、総合的に評価し、発注者にとって最も有利なものを選定します。(p65,67)

た行

- ・ **地域づくり**：一般に、地域を活性化する活動を指しますが、ここでは、地域の歴史、文化、技術、人材、自然環境その他の資源を活用して、その地域の関係者が地域の課題

- を解決したり、活力に満ちた魅力あるものにする活動をいいます。(p 3, p 42 ほか)
- ・ **知的財産**：一般に「財産」とは、金銭・土地・商品などの経済的な価値がある有体物となります。これに対し、人の精神的な創造活動から生まれた創作物や、営業上の信用を表した標識などを、その経済的な価値に注目して総称した言い方です。(p 61)
 - ・ **地域ブランド**：「地域に対する消費者からの評価」であり、地域が有する無形資産のひとつです。地域ブランドは、地域そのもののブランドと、地域の特徴を生かした商品のブランドとから構成されます。(p 42, 45)
 - ・ **千葉千消**：千葉県産の新鮮でおいしい、安心安全な農林水産物を、千葉県内の皆様に消費していただくことです。(p 67)
 - ・ **千葉経済センター**：財団法人ひまわりベンチャー育成基金の調査研究部門です。同育成基金は、県内のベンチャー企業に対する支援並びに県内の経済産業に関する調査研究及び情報の提供を通じて、県経済の健全な発展と活性化に寄与し、ひいては県民の生活向上に資することを目的とする財団法人です。(p 15)
 - ・ **中小企業基本法**：p 1 参照
 - ・ **中小企業基盤整備機構**：(略称：中小機構)は、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤の整備を行う、独立行政法人です。(p 39, 40, 52 ほか)
 - ・ **中小企業再生支援協議会**：商工会議所、商工会議所連合会、商工会連合会、政府系金融機関、地域の金融機関、中小企業支援センター及び自治体等で構成され、関係者間の日常的な連携を図ることで、地域の実情に応じたきめ細かな中小企業の再生への取組を支援するため、経済産業大臣の認定により設置された機関です。(p 61)
 - ・ **中小企業診断協会**：中小企業診断士相互の連携を緊密にし、資質の向上に努めるとともに、中小企業の振興に寄与することを目的とする社団法人です。(p 14)
 - ・ **直接金融**：金融の一形態で、有価証券を発行して投資家から資金を調達することです。社債や株式の発行がその例となります。(p 57)
 - ・ **直接投資**：外国の企業に対して、永続的な権益を取得する(経営を支配する)ことを目的に行われる投資のことです。配当や金利といったインカム・ゲイン、売却益といったキャピタル・ゲインを得ることを目的とした投資(間接投資)に対する概念になります。(p 39)
 - ・ **直接貿易**：海外の輸入者、輸出者と直接貿易をすることをいい、間接貿易(間貿)とは商社などの仲介者を經由して貿易を行うことをいいます。(p 39)
 - ・ **デイサービス**：在宅の寝たきりの高齢者などに対し、自立生活への手助けや、心身機能の現状維持や向上を目的とした、自治体や社会福祉法人が行うサービスです。(p 20)
 - ・ **デュアルシステム**：若年者を一人前の職業人に育てるための、教育訓練機関での座学と企業実習を組み合わせた職業訓練制度です。(p 80)
 - ・ **電子調達システム**：インターネットを通じた電子入札及び入札情報の公開を行うことを目的とする千葉県のシステムをさします。(p 65)

- ・ **投資事業有限責任組合**：未公開の中小中堅ベンチャー企業に対する投資を行う投資事業組合であり、業務執行を行わない組合員が負う責任を出資額にとどめること（有限責任）を法的に担保する組合の制度です。これにより、幅広い投資家層による中小中堅ベンチャー企業への資金供給を促進しようとするものです。（p 52）
- ・ **トライアル購入**：中小企業が生産する商品を県が試験的に購入する制度です。トライアル購入した新商品について、利用者として県が評価を行い、評価の高い商品の情報を発信すれば、商品・企業の認知度アップにつながることを期待できます。（p 34, 67）

な行

- ・ **2007年問題**：2007年からの団塊の世代の一斉退職に伴い、発生が予想される問題（労働力人口の急減、専門的技能の承継の断絶、退職給付による負担増、社会保障関係費の増大等）の総称です（p 24, 77）
- ・ **ニート**：Not in Employment, Education or Training の略で、働いていない、教育を受けていない、職業訓練を受けていない若者のことです。（p 78）

は行

- ・ **ハローワーク**：公共職業安定所の愛称。働き口を探す人に仕事をあっせん・仲介するための、事業者には労働者に向けて求人を公告するための、公的な機関です。（p 73）
- ・ **ハンズオン型**：単に資金や施設の提供にとどまらず、経営のサポートなど手厚い支援を行うものです。（p 20）
- ・ **非線引き白地地域**：線引き（市街化区域と市街化調整区域の区域区分）のされていない都市計画区域内で、用途地域の定められていない地域です。（p 43）
- ・ **ファンド**：資金、特に運用資金。投資信託などの形態で、投資家から委託を受けた資金の運用を投資顧問会社等の機関投資家が代行する金融商品を指すことが多い用語です。（p 34, 61, 62）
- ・ **ベンチャー企業**：高度な先端技術を中心に開発を行い、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する小企業のことです。（p 51）
- ・ **ベンチャーキャピタル**：成長可能性のあるベンチャービジネスなどに投資を行う企業のことです。（p 52）
- ・ **ポータルサイト**：インターネットで、様々なウェブにアクセスするときの入口となるウェブサイトのことです。（p 41）

ま行

- ・ **マイスター制度**：マイスターはドイツ語のマスターで、名人や達人、職人としての意味合いが強い用語です。マイスター制度は、ドイツで発展した資格制度のこと、又はこれに倣った制度のことです。（p 77）
- ・ **マーケティング**：市場分析や競合相手の分析などに基づき、投入する製品、価格、流通経路、販売促進などの戦略を決定・実行する企業の諸活動をいいます。（p 32 ほか頻出）

- ・ **まちづくり**：「地域づくり」とほぼ同義ですが、対象となる地域が「地域づくり」より狭いものとして使用しています。（p3, p42 ほか）
- ・ **まちづくり三法**：大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法及び都市計画法のことです。（p43）
- ・ **メンタルヘルス**：心の健康。精神衛生（p79）

や行

- ・ **有限責任事業組合（LLP）**：民法組合の特例として、1，出資者全員の有限責任、2，内部自治の徹底、3，構成員課税の適用という特徴を併せ持つ組織のことです。（p33）

ら行・わ行

- ・ **リスクマネー**：ベンチャー企業や新規事業などの立ち上げの際に投入される資金を指し、一般的にハイリスク・ハイリターンと呼ばれる部類に属するものです。（p24）
- ・ **リーディング産業**：成長が著しく、雇用や他産業の生産活動への幅広い波及効果を持ち、それによって国等の経済を牽引する力を有する産業のことです。（p17）
- ・ **リレーションシップバンキング**：金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うビジネスモデルのことです。（p59, 61）
- ・ **類似商号規制**：他人が登記した商号は同一市区町村内において同一の営業のために登記することができないとするものです。（p33）
- ・ **ワーク・ライフ・バランス**：仕事のための時間と自分の生活のための時間のバランスのことです。仕事と子育ての両立など、働き方の見直しに繋がります。（p76, 79）
- ・ **ワンストップ**：「一カ所や一度で」の意味です。一度の手続で、必要とされる様々な関連サービスを1つの機関や窓口で提供するサービスを、ワンストップサービスといいます。（p23, 34, 71 ほか）

アルファベット

- ・ **BCP（Business Continuity Plan）**：緊急時企業存続計画参照（p20）
- ・ **CBO（Collateralized Bond Obligation）**：社債担保証券参照（p62）
- ・ **CLO（Collateralized Loan Obligation）**：貸付債権担保証券参照（p62）
- ・ **ISO 認証**：国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）が策定する標準化規格に適合していること（マネジメント能力を有すること）の証明のため、適合組織として登録・公表することです。品質マネジメントシステムや環境マネジメントシステム等があります。（p69）
- ・ **IT**：情報通信技術のことです。p54 以下参照（p47）
- ・ **JV**：「経常建設共同企業体」（経常JV）。中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体をいいます。発注機関の入札参加資格審査申請時に経常建設共同企業体として結成し、単体

企業と同様に、一定期間、有資格業者として登録されます。(p 66)

- ・ **LLC** (Limited Liability Company) : 合同会社参照 (p 33)
- ・ **LLP** (Limited Liability Partnership) : 有限責任事業組合参照 (p 14)
- ・ **MBO** (Management Buy-out) : 経営陣による企業買収企業買収手段の 1 つで、企業や事業部門の経営者や幹部社員が、当該事業の継続を前提として既存オーナー (株主や親会社) から株式もしくは営業資産を買い取って、経営権を取得するものです。(p 37)
- ・ **M&A** (Merger and Acquisition) : 企業の合併・買収のことです。(p 34、37 ほか)
- ・ **NPO** (Non-Profit Organization) : 広義では利益の再分配を行わない組織・団体一般 (非営利団体) のことです。狭義では各種のボランティア団体や市民活動団体を意味します。(p 14, 45)
- ・ **PDCA サイクル** (Plan-Do-Check-Act cycle) : 典型的なマネジメントサイクルの 1 つで、計画 (plan)、実行 (do)、評価 (check)、改善 (act) のプロセスを順に実施することです。最後の act では check の結果から、最初の plan を継続 (定着)・修正・破棄のいずれかとして、次回の plan に結び付けます。このらせん状のプロセスによって、品質の維持・向上および継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法です。(p 83)
- ・ **PFI(Private Finance Initiative)** : 公共施設の整備、維持などにあたり、民間資金やノウハウ等を活用する制度であり、効率的で質の高い行政サービスの達成を目的として、90 年代前半にイギリスで導入されたものです。わが国では、平成 11 年 7 月の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI 法) の制定を機に導入されています。(p 66)